

柔道整復師法

【目次】

第1章 [総則](#) (第1条～第2条)

第2章 [免許](#) (第3条～第9条)

第3章 [試験](#) (第10条～第14条)

第4章 [業務](#) (第15条～第18条)

第5章 [施術所](#) (第19条～第23条)

第6章 [雑則](#) (第24条～第25条の3)

第7章 [罰則](#) (第26条～第32条)

昭和45・4・14・法律 19号

改正平成5・11・12・[法律 89号](#)――

改正平成6・7・1・[法律 84号](#)――

改正平成6・7・1・[法律 84号](#)――

改正平成7・5・12・[法律 91号](#)――

改正平成11・7・16・[法律 87号](#)――

改正平成11・7・16・[法律 102号](#)――

改正平成11・12・22・[法律 160号](#)――

改正平成13・6・29・[法律 87号](#)――

改正平成13・7・11・[法律 105号](#)――

改正平成18・6・2・[法律 50号](#)(未)

[最初](#)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「柔道整復師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復を業とする者をいう。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 この法律において「施術所」とは、柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所をいう。

[最初](#)

第2章 免許

(免許)

第3条 柔道整復師の免許(以下「免許」という。)は、柔道整復師試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

[《改正》平 11 法 160](#)

(欠格事由)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

1. 心身の障害により柔道整復師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
2. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
3. 罰金以上の刑に処せられた者
4. 前号に該当する者を除くほか、柔道整復の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

[《改正》平 13 法 087](#)

(柔道整復師名簿)

第5条 厚生労働省に柔道整復師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

[《改正》平 11 法 160](#)

(登録及び免許証の交付)

第6条 免許は、試験に合格した者の申請により、柔道整復師名簿に登録することによつて行う。

[《改正》平 13 法 087](#)

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

[《改正》平 11 法 160](#)

(意見の聴取)

第7条 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第4条第1号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないこととするときは、

あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあつたときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

[《全改》平 13 法 087](#)

(免許の取消し等)

第8条 柔道整復師が、[第4条](#)各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。

(指定登録機関の指定等)

第8条の2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、柔道整復師の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

[《改正》平 11 法 160](#)

3 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の各号に掲げる要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

1. 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
2. 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

[《改正》平 11 法 160](#)

4 厚生労働大臣は、第2項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

1. 申請者が、民法(明治29年法律第89号)[第34条](#)の規定により設立された法人以外の者であること。
2. 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

3. 申請者が、[第8条の13](#)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
4. 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 次条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

[《改正》平 11 法 160](#)

(指定登録機関の役員を選任及び解任)

第8条の3 指定登録機関の役員を選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは[第8条の5](#)第1項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員解任を命ずることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

(事業計画の認可等)

第8条の4 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

(登録事務規程)

第8条の5 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

[《改正》平 11 法 160](#)

3 厚生労働大臣は、第1項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

《改正》平 11 法 160

(指定登録機関が登録事務を行う場合の規定の適用等)

第8条の6 指定登録機関が登録事務を行う場合における第5条及び第6条第2項の規定の適用については、第5条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第6条第2項中「厚生労働大臣は、」とあるのは「厚生労働大臣が」と、「柔道整復師免許証(以下「免許証」という。)」とあるのは「指定登録機関は、柔道整復師免許証明書」とする。

《改正》平 11 法 160

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、柔道整復師の登録又は免許証若しくは柔道整復師免許証明書(以下「免許証明書」という。)の記載事項の変更若しくは再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(秘密保持義務等)

第8条の7 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登簿事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第8条の8 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

《改正》平 11 法 160

(監督命令)

第8条の9 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

《改正》平 11 法 160

(報告)

第8条の10 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。

《改正》平 11 法 160

(立入検査)

第8条の11 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

《改正》平 11 法 160

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第8条の12 指定登録機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

《改正》平 11 法 160

(指定の取消し等)

第8条の13 厚生労働大臣は、指定登録機関が**第8条の2**第4項各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

《改正》平 11 法 160

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1. **第8条の2**第3項各号に掲げる要件を満たさなくなつたと認められるとき。

2. **第8条の3**第2項、**第8条の5**第3項又は**第8条の9**の規定による命令に違反したとき。

3. **第8条の4**又は前条の規定に違反したとき。

4. **第8条の5**第1項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行つたとき。

5. 次条第1項の条件に違反したとき。

《改正》平 11 法 160

(指定等の条件)

第8条の14 [第8条の2](#)第1項、[第8条の3](#)第1項、[第8条の4](#)第1項、[第8条の5](#)第1項又は[第8条の12](#)の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

第8条の15 削除

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第8条の16 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができる。

《改正》[平11法160](#)

(厚生労働大臣による登録事務の実施等)

第8条の17 厚生労働大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

《改正》[平11法160](#)

2 厚生労働大臣は、指定登録機関が[第8条の12](#)の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、[第8条の13](#)第2項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

《改正》[平11法160](#)

(公示)

第8条の18 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

1. [第8条の2](#)第1項の規定による指定をしたとき。
2. [第8条の12](#)の規定による許可をしたとき。
3. [第8条の13](#)の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
4. 前条第2項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

《改正》[平11法160](#)

(厚生労働省令への委任)

第9条 この章に規定するもののほか、免許の申請、免許証又は免許証明書の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出、柔道整復師名簿の登録、訂正及び消除並びに指定登録機関及びその行う登録事務並びに登録事務の引継ぎに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

[《改正》平 11 法 160](#)

[最初](#)

第3章 試験

(試験の実施)

第10条 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。

[《改正》平 11 法 160](#)

(柔道整復師試験委員)

第11条 厚生労働大臣は、厚生労働省に置く柔道整復師試験委員(次項において「試験委員」という。)に試験の問題の作成及び採点を行わせる。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第12条 試験は、学校教育法(昭和22年法律第26号)[第56条](#)第1項の規定により大学に入学することのできる者(この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

[《改正》平 11 法 160](#)

[《改正》平 13 法 105](#)

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

[《追加》平 11 法 160](#)

(不正行為者の受験停止等)

第 13 条 厚生労働大臣は、試験に関して不正の行為があつた場合には、その不正行為に係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者について、期間を定めて試験を受けることができないものとすることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

(受験手数料)

第 13 条の2 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第 13 条の3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 指定試験機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

[《改正》平 11 法 160](#)

(指定試験機関の柔道整復師試験委員)

第 13 条の4 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を柔道整復師試験委員(次項及び第3項、次条並びに[第 13 条の7](#)において「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

[《改正》平 11 法 160](#)

(不正行為の禁止)

第 13 条の5 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(指定試験機関が試験事務を行う場合の受験の停止等)

第13条の6 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に関して不正の行為があつたときは、その不正行為に係りのある者について、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における[第13条](#)及び[第13条の2](#)第1項の規定の適用については、[第13条](#)第1項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第2項中「前項」とあるのは「前項又は第13条の6第1項」と、[第13条の2](#)第1項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する[第13条の2](#)第1項の規定により指定試験機関に納められた受験手教科は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第13条の7 [第8条の2](#)第3項及び第4項、[第8条の3](#)から[第8条の5](#)まで、[第8条の7](#)から[第8条の14](#)まで並びに[第8条の16](#)から[第8条の18](#)までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、[第8条の2](#)第3項中「前項」とあり、及び同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「[第13条の3](#)第2項」と、[第8条の3](#)第2項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。)」と、[第8条の7](#)第1項中「職員」とあるのは「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」と、[第8条の13](#)第2項第3号中「又は前条」とあるのは「、前条又は第13条の4」と、[第8条の14](#)第1項及び[第8条の18](#)第1号中「[第8条の2](#)第1項」とあるのは「[第13条の3](#)第1項」と読み替えるものとする。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第14条 この章に規定するもののほか、学校又は柔道整復師養成施設の指定及びその取消しに関し必要な事項は政令で、試験科目、受験手続その他試験に関し必要な事項並びに指定試験機関及びその行う試験事務並びに試験事務の引継ぎに関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

[《全改》平11法087](#)

[《改正》平11法160](#)

[最初](#)

第4章 業務

(業務の禁止)

第 15 条 医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行なつてはならない。

(外科手術、薬品投与等の禁止)

第 16 条 柔道整復師は、外科手術を行ない、又は薬品を投与し、若しくはその指示をする等の行為をしてはならない。

(施術の制限)

第 17 条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。

(秘密を守る義務)

第 17 条の2 柔道整復師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。柔道整復師でなくなつた後においても、同様とする。

(都道府県知事の指示)

第 18 条 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、その業務に関して必要な指示をすることができる。

[《改正》平 11 法 087](#)

2 医師の団体は、前項の指示に関して、都道府県知事に意見を述べることができる。

[《改正》平 11 法 087](#)

[最初](#)

第5章 施術所

(施術所の届出)

第 19 条 施術所を開設した者は、開設後 10 日以内に、開設の場所、業務に従事する柔道整復師の氏名その他厚生労働省令で定める事項を施術所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。その届出事項に変更を生じたときも、同様とする。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 施術所の開設者は、その施術所を休止し、又は廃止したときは、その日から 10 日以内に、その旨を前項の都道府県知事に届け出なければならない。休止した施術所を再開したときも、同様とする。

(施術所の構造設備等)

第 20 条 施術所の構造設備は、厚生労働省令で定める基準に適合したものでなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

2 施術所の開設者は、当該施術所につき、厚生労働省令で定める衛生上必要な措置を講じなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

(報告及び検査)

第 21 条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、施術所に立ち入り、その構造設備若しくは前条第2項の規定による衛生上の措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限等)

第 22 条 都道府県知事は、施術所の構造設備が[第 20 条](#)第1項の基準に適合していないと認めるとき、又は施術所につき同条第2項の衛生上の措置が講じられていないと認めるときは、その開設者に対し、期間を定めて、当該施術所の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は当該構造設備を改善し、若しくは当該衛生上の措置を講ずべき旨を命ずることができる。

第 23 条 削除

[《削除》平 11 法 087](#)

[最初](#)

第6章 雑 則

(広告の制限)

第 24 条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

1. 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
2. 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

3. 施術日又は施術時間
4. その他厚生労働大臣が指定する事項

[《改正》平 11 法 160](#)

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第 25 条 第 18 条 第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあっては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

[《追加》平 11 法 087](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

[《追加》平 11 法 087](#)

[《改正》平 11 法 160](#)

(権限の委任)

第 25 条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

[《追加》平 11 法 160](#)

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

[《追加》平 11 法 160](#)

(経過措置)

第 25 条の3 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

[最初](#)

第7章 罰 則

第26条 [第8条の7](#)第1項([第13条の7](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

《改正》平13法087

第27条 [第8条の13](#)第2項([第13条の7](#)において準用する場合を含む。)の規定による登録事務又は試験事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

《改正》平13法087

第28条 [第11条](#)第2項又は[第13条の5](#)の規定に違反して、不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

《追加》平13法087

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1. [第15条](#)の規定に違反した者
2. [第17条の2](#)の規定に違反した者
3. 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

《改正》平13法087

2 前項第2号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

《改正》平13法087

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. [第8条](#)第1項の規定により業務の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、業務を行つたもの
2. [第17条](#)の規定に違反した者
3. [第18条](#)第1項の規定に基づく指示に違反した者
4. [第22条](#)の規定に基づく処分又は命令に違反した者
5. [第24条](#)の規定に違反した者
6. [第19条](#)第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
7. [第21条](#)第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

[《改正》平 13 法 087](#)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関又は指定試験機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

1. [第 8 条の 8](#) ([第 13 条の 7](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
2. [第 8 条の 10](#) ([第 13 条の 7](#)において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
3. [第 8 条の 11](#) 第 1 項 ([第 13 条の 7](#)において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
4. [第 8 条の 12](#) ([第 13 条の 7](#)において準用する場合を含む。)の許可を受けないで登録事務又は試験事務の全部を廃止したとき。

[《改正》平 13 法 087](#)

[《1 条削除》平 13 法 087](#)

第 32 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、[第 30 条](#)第 4 号から第 7 号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

[《改正》平 13 法 087](#)